１か月単位の変形労働時間制に関する労使協定書

　株式会社○○と従業員代表○○○○は、労働基準法第32条の２に基づき、１か月単位の変形労働時間制に関し、以下のとおり協定する。

（勤務時間）

第１条　所定労働時間は、１か月単位の変形労働時間制によるものとし、暦月1か月（毎月１日から月末まで）を平均して１週間40時間を超えないものとする。

２　１日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 始業時刻 | 終業時刻 | 休憩時間（２交替制） | 所定労働時間 |
| 午前10時00分 | 午後６時30分 | 正午から午後１時まで  または  午後１時から午後２時まで | １日７時間30分 |

３　前項の休憩時間は、月ごとのシフト勤務表において各人別に時間を定めるものとする。

（起算日）

第２条　対象期間の起算日は平成○年○月○日とする。

（休　　日）

第３条　対象期間における休日は、原則次のとおりとする。

　①　毎週日曜日（法定休日）

　②　前号のほか、土曜日月２回～４回休み

　③　その他会社が指定する日

２　前項第２号に定める休日は、前々月末日までに定めるシフト勤務表により、各人ごとに定めるものとする。

３　業務の都合により会社が必要と認める場合には、あらかじめ前項のシフト勤務表による休日を同一週内の他の日と振り替えることがある。

（対象となる従業員の範囲）

第４条　本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適用する。

　　　①　18歳未満の年少者

　　　②　妊娠中または産後１年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者

　　　③　育児や介護を行う従業員、職業訓練または教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（有効期間）

第５条　本協定の有効期間は、平成○年○月○日から１年間とする。

平成○年○月○日

株式会社　○○

代表取締役　○○　○○　　印

従業員代表　○○　○○　　印